

岡山市災害時要援護者 避難支援全体計画



平成25年5月
岡山市

～目次～

第1章 総則	1
1 目的.....	1
2 用語解説.....	1
3 避難支援計画作成の考え方.....	3
4 地域主体による避難支援体制の整備.....	3
5 市の推進体制.....	3
6 関係機関等の役割.....	5
【平常時】.....	5
（1）市の役割.....	5
（2）地域支援団体の取り組み例.....	6
安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織.....	6
民生委員・児童委員.....	6
消防団.....	6
【災害時】.....	6
（1）市の役割.....	6
（2）地域支援団体の取り組み例.....	7
安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織.....	7
民生委員・児童委員.....	7
岡山市社会福祉協議会.....	7
第2章 要援護者情報の把握、共有	8
1 要援護者台帳への登録.....	8
（1）要援護者台帳の利用目的.....	8
（2）避難支援計画に係る登録の対象者・・・要綱第4条.....	8
（3）収集（登録）する内容・・・要綱第5条.....	8
2 要援護者台帳への登録手続き等.....	9
3 要援護者台帳の更新.....	9
4 要援護者台帳登録者以外の要援護者への配慮.....	9
第3章 要援護者の避難支援プラン（ガイドライン）	10
1 避難支援方法の事前確認.....	10
2 避難支援プランへの記載事項.....	10
3 避難支援プランの運用について.....	10
第4章 安否確認、避難誘導體制の整備	15
1 避難支援の実施体制.....	15
（1）市における避難支援体制.....	15
（2）地域における避難支援の取り組み例.....	15
（3）福祉避難所（二次避難所）における避難支援への取り組み.....	15
（4）ボランティア等との連携.....	15
2 情報伝達体制の整備.....	15
（1）要援護者への情報伝達.....	15
（2）避難支援者への情報伝達.....	16
（3）避難支援関係団体への情報伝達.....	16
3 要援護者の避難支援方法等の普及.....	16
4 避難支援訓練の実施.....	16
5 安否確認情報の収集体制.....	16

(1) 要援護者の安否情報の収集	16
(2) 避難支援者による情報の提供	16
第 5 章 避難所等における支援体制.....	18
1 避難所（一次）等における要援護者支援体制の取り組み例.....	18
(1) 支援体制の確認	18
(2) 優先的支援の実施	18
2 福祉避難所（二次）の指定及び整備.....	18
(1) 福祉避難所の指定	18
(2) 福祉避難所の対象者	18
(3) 設置、運営等	18
(4) 要援護者に配慮した物資の供給	18
3 応急仮設住宅への入居	19
第 6 章 岡山市災害時要援護者避難支援台帳の整備等に関する要綱.....	20
第 7 章 資 料 編	31
1 市内の障害者や高齢者等の状況.....	31
2 岡山市の自治会の状況（平成24年6月30日現在）	32
3 岡山市における自主防災組織（平成24年4月1日現在）	32
4 岡山市の福祉避難所の状況（平成24年8月1日現在）	32
5 岡山市の災害時要援護者台帳への登録状況.....	32

第1章 総則

1 目的

先の阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとした大地震に加え、近年、頻繁に発生している集中豪雨等異常気象による風水害など、迅速な避難や救護が必要となる大災害においては、高齢者や障害者等、いわゆる災害時要援護者が、逃げ遅れや避難所等でのトラブルやストレスにより深刻な事態が発生するケースが少なくない。

このような災害から災害時要援護者を守るためには、あらかじめ災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

そのためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援し、どこの避難所に避難させるか定める「避難支援計画」を策定していく必要がある。

また、避難者に対しては、その特性に応じた配慮が必要であることから、要援護者の支援を目的とした支援の台帳や要援護者の所在を示すマップ等を作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅障害者の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに対策を実施する。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、災害時要援護者自身による自助・地域で取り組む共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備充実を図ること（公助）により、もって地域の安心・安全体制を確保することを目的とする。

2 用語解説

本計画における用語の解説（定義）など

1）「災害」とは

地震、風水害など岡山市地域防災計画に定める災害をいう。

2）「要援護者」とは

高齢者、障害者、難病患者等療養者などで平常時における防災活動や、災害時における情報伝達、避難行動、避難生活等に支援を要する者で、具体的には、

ア 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知することが困難な者

イ 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知して必要な措置を行うことが困難な者

ウ 危険を知らせる情報を受け取ることが困難な者

エ 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して必要な措置を行うことが困難な者

をいう。

3）避難に関する発令種別

ア「避難準備情報」

発令時の状況

要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況をいう。

住民に求める行動

・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への

避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する。

・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

イ「避難勧告」

災害発生のおそれがあり、自発的な避難行動を促すときに発令される。

ウ「避難指示」

避難勧告後に状況が悪化、又は避難準備の間もなく突発的に災害が発生し、直ちに避難行動を開始しなければならないときに発令される。

4)「支援」とは

ア 情報伝達支援

避難準備情報等、避難に関する発令時や発令以降において行なう、要援護者への情報伝達など。

イ 避難行動支援

避難準備情報等、避難に関する発令時や発令以降における、要援護者の避難所などへの移動支援。

5) 避難場所について

災害時における避難場所としては、以下のものが挙げられる。

ア「広域避難場所」

風水害や地震又は同時多発火災などが発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する、大きな公園など。

イ「指定避難所」

市が、指定した施設で、宿泊、給食などの一部生活機能を提供できる施設で、小学校、中学校など。

ウ「協定避難所」

市が民間等との協定により避難所として確保した施設など。

エ「その他」

洪水等の災害で、時間帯や周辺状況により避難所への避難が危険と予測される場合には、自宅の2階や近所の高台など

6)「自助、共助、公助」とは

ア「自助」とは自らの身や家族、財産を守る備えと行動のことであり、災害発生時には最も重要となってくる。

イ「共助」とは近隣住民と協力して地域を守る備えと行動である。

要援護者は、その身体的特性から「自助」が困難である場合が想定されることから、要援護者支援においては、近隣住民等の地域における支援活動（「共助」）が特に重要になってくる。

ウ「公助」とは市を始め、警察・消防・国・県といった行政機関、ライフライン各社を始めとする公益的事業を営む機関等の応急対策活動である。

「自助」「共助」では必要な支援が受けられない場合における「公助」による支援のあり方についての検討が必要である。

7)「安全・安心ネットワーク」とは

市内の各小学校区又は地区を活動エリアとする町内会をはじめとする各種団体が、地域の課題解決に向け、自主的に一体となって活動することを目的として組織された団体をいう。

8) 「自主防災組織」とは

岡山市における各地域での防災活動は、概ね自主防災会及び町内会が中心となって地域住民とともに担っており、一部の地域では婦人防火クラブなど各種団体も活動している。

本計画の中では、地域の実情に応じた様々な形態で行われている地域防災活動を総称して「自主防災組織」という。

3 避難支援計画作成の考え方

避難支援計画は、作成の考え方や具体的な推進手法等を定めた「災害時要援護者避難支援全体計画」（以下「全体計画」という。）と災害時要援護者の具体的な支援に対応した「災害時要援護者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」という。）の2つの計画により構成する。

(1) 全体計画

「全体計画」とは、本計画のことを指し、平常時の支援策と災害発生時の支援策においての基本的な方針や対策を定めたものである。

(2) 避難支援プラン

「避難支援プラン」とは、この全体計画に基づいて、災害時要援護者一人ひとりの特性を考慮しながら地域で作成する要援護者の避難に関する避難支援プランを指し、災害時においては、この避難支援プランに沿った地域主体での避難支援を行い、災害時要援護者一人ひとりの安心・安全を確保することを目的としている。

4 地域主体による避難支援体制の整備

要援護者の避難支援体制の整備は、災害時に避難勧告等災害情報の入手が困難な者、自力で避難できない者及び避難に時間を要する者等であって、かつ、家族等の援護が望めない者について、市と地域との協働により「岡山市災害時要援護者避難支援台帳の整備等に関する要綱」に基づく台帳（以下「要援護者台帳」という。）への登録を行うとともに、実際に避難支援に携わる安全・安心ネットワーク、町内会や自主防災組織、地域の方々と情報を共有し、地域主体で避難支援プランの作成を行い、要援護者の支援に努めるものとする。

5 市の推進体制

市は、平常時において要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、安全・安心ネットワーク推進室、総務局、保健福祉局、消防局（危機管理課）、市民局（国際課）、区役所で構成する「（仮称）岡山市災害時要援護者避難支援連絡会議」を設置し、関係団体と連携し、要援護者台帳の作成や情報提供など、要援護者の避難支援対策を推進する。

また、災害発生により要援護者の避難支援が想定される場合においては、災害対策（水防）本部内に安全・安心ネットワーク推進室、保健福祉局により構成される（仮称）要援護者支援班を予め設置し、区本部や関係地域・避難所等との連携を図りながら、要援護者避難の支援にあたるものとする。

(仮称)岡山市災害時要援護者避難支援連絡会議

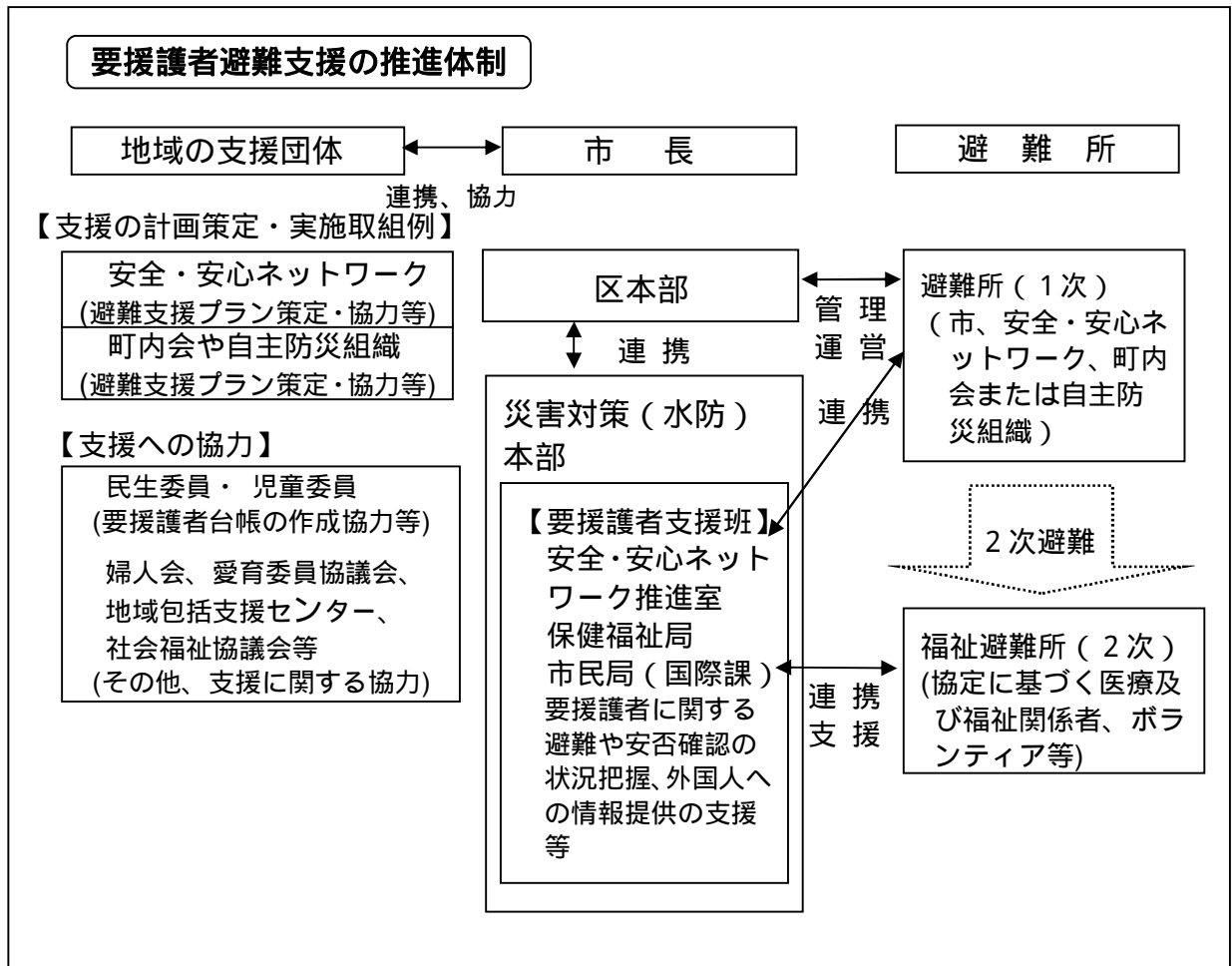
【位置づけ】

安全・安心ネットワーク推進室、総務局、保健福祉局、消防局（危機管理課）、市民局（国際課）、区役所による平常時における横断的なプロジェクトチームとして設置する。

避難支援体制の整備推進に当たっては、安全・安心ネットワーク、民生委員・児童委員、自主防災組織、町内会、婦人会、愛育委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会等、関係団体の協力を得ながら進めるものとする。

【業務】

避難支援の体制整備、要援護者台帳の作成及び普及啓発、要援護者情報の共有化、地域における要援護者の把握及び避難支援プラン作成の支援等を行う。



6 関係機関等の役割

【平常時】

(1) 市の役割

安全・安心ネットワーク推進室の役割

- ・ (仮称)岡山市災害時要援護者避難支援連絡会議の設置
- ・ 要援護者台帳の作成協力(民生委員・児童委員と連携)及び関係機関への情報提供
(情報提供先:安全・安心ネットワーク、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、町内会、婦人会、愛育委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会)
- ・ 避難支援プランに関する窓口
- ・ 避難支援プランの作成支援及び普及啓発(安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織と連携)
- ・ 要援護者の避難支援方法の周知及び避難支援訓練の実施促進
- ・ 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ・ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

保健福祉局の役割

- ・ (仮称)岡山市災害時要援護者避難支援連絡会議の設置
- ・ 要援護者台帳の作成協力(民生委員・児童委員と連携)
- ・ 要援護者情報の共有
- ・ 避難支援プランの作成支援及び普及啓発(安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織と連携)
- ・ 避難支援プランの情報共有
- ・ 福祉避難所(二次避難所)の確保及び運営体制の整備
- ・ 要援護者の避難支援方法の周知及び避難支援訓練の実施促進
- ・ 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ・ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ・ 避難所への物資の提供方法等の確認

消防局危機管理課の役割

- ・ 全体計画の見直し及び広報
- ・ (仮称)岡山市災害時要援護者避難支援連絡会議の設置
- ・ 要援護者台帳の作成協力(民生委員・児童委員と連携)
- ・ 要援護者情報の共有
- ・ 避難支援プランの作成支援及び普及啓発(安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織と連携)
- ・ 避難支援プランの情報共有
- ・ 要援護者の避難支援方法の周知及び避難支援訓練の実施促進
- ・ 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ・ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

市民局(国際課)の役割

- ・ 外国人への防災知識の普及支援

区役所の役割

- ・ 避難所との連絡体制
- ・ 避難支援プランの作成支援及び普及啓発（安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織と連携）
- ・ 要援護者の避難支援方法の周知及び避難支援訓練の実施促進
- ・ 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ・ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ・ 避難支援プランの情報共有

(2) 地域支援団体の取り組み例

安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織

- ・ 市が提供する要援護者情報に基づく避難支援プランの作成及び相互協力
- ・ 避難支援プランに基づく安否確認、避難支援を想定した訓練の実施
- ・ 民生委員・児童委員等との連携による要援護者マップの作成
- ・ 平常時の地域における声かけ・見守り活動、福祉事業
- ・ 要援護者情報の共有及び管理

民生委員・児童委員

- ・ 安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織への協力
- ・ 市が作成する要援護者台帳への協力
- ・ 要援護者に対する安否確認、避難誘導を行うための避難支援プラン作成への協力
- ・ 要援護者マップの作成協力
- ・ 要援護者情報の共有及び管理

消防団

- ・ 専門性を活かした安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織への技術支援

【災害時】

(1) 市の役割

安全・安心ネットワーク推進室の役割

- ・ 要援護者支援班の設置
- ・ 避難、安否確認の状況把握
- ・ 避難準備情報等の情報伝達（個別）

保健福祉局の役割

- ・ 要援護者支援班の設置
- ・ 避難、安否確認の状況把握
- ・ 避難準備情報等の情報伝達（個別）
- ・ 二次避難における福祉避難所の開設及び運営に関する調整

災害対策（水防）本部の役割（危機管理課：本部事務ほか）

- ・ 避難準備情報及び避難勧告等を行うこと（全体）
- ・ （一次）避難所の開設要請
- ・ 要援護者支援班を設置

市民局（国際課）の役割

- ・ 外国人への情報提供の支援

区役所（区本部）の役割

- ・ 区本部の設置
- ・ 避難準備情報及び避難勧告等を行うこと
- ・ 要援護者支援班との情報共有
- ・ 避難所の開設、管理、運営
- ・ 避難状況の把握
- ・ 避難準備情報等の情報伝達（個別）

消防局の役割

- ・ 被災者の救急、救助

（２）地域支援団体の取り組み例

安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織

- ・ 避難支援プランの実行
（要援護者及び避難支援者への避難誘導、自主避難の呼びかけ等の伝達）
- ・ 要援護者への安否確認と避難支援協力

民生委員・児童委員

- ・ 避難支援プラン実行への協力
- ・ 要援護者の安否確認への協力

岡山市社会福祉協議会

- ・ 岡山市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受け入れ、派遣調整

第2章 要援護者情報の把握、共有

1 要援護者台帳への登録

災害時要援護者の支援のために必要な要援護者台帳の作成及びその運用については、「岡山市災害時要援護者避難支援台帳の整備に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づく台帳への登録に関し、市が十分な周知を行った上で、その趣旨に基づいて、要援護者が在住する各地域の実情に詳しい民生委員・児童委員等の協力を得ながら災害時要援護者の把握を行うなど、役割分担をして実施するものとする。

(1) 要援護者台帳の利用目的

要援護者台帳は、同意内容に応じて、次の目的の範囲においてのみ利用する。

- ア 災害時の安否確認及び避難支援
- イ 災害時に支援を行うための日ごろの支援活動
- ウ 平常時の地域における見守り活動・福祉事業

(2) 避難支援計画に係る登録の対象者・・・要綱第4条

以下の から までのいずれかに該当する者のうち、災害時に避難勧告等災害情報の入手が困難な者、自力で避難できない者及び避難に時間を要する者等であって、かつ、家族等の援護が望めない者を対象とする。

65歳以上でひとり暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成される世帯の者
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者
厚生労働省の難治性疾患克服研究事業において指定されている疾患又はこれに準じる難病疾病者

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者

外国人

その他援護を希望する者

(3) 収集（登録）する内容・・・要綱第5条

要援護者台帳には、次の情報を登録するものとする。

- ア 住所
- イ 氏名及びふりがな
- ウ 生年月日
- エ 性別
- オ 血液型
- カ 電話番号
- キ 世帯員数
- ク 同意内容（災害時又は平常時の区分）
- ケ 世帯の状況（単身高齢者、高齢者のみの世帯等）
- コ 希望する支援内容（避難情報の提供、避難誘導、避難の介助、安否確認等）
- サ 必要とする避難の介助方法（杖、車椅子の使用等）
- シ 緊急時の連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号等）
- ス 同意書記入年月日
- セ その他必要と認める事項

2 要援護者台帳への登録手続き等

要援護者台帳への登録手続き、台帳登録調査、台帳登録事務、変更、登録情報提供、登録情報の保護、登録抹消の申出、登録の取消し等については、要綱によるものとする。

なお、要援護者情報の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は要援護者情報の漏えいが生じるおそれがあるときは、要援護者情報の提供を受けたものが速やかに市に報告するものとする。

3 要援護者台帳の更新

市は、要援護者台帳の更新を行い、関係部局と共有するとともに、安全・安心ネットワーク、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、町内会、婦人会、愛育委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会に提供する。

4 要援護者台帳登録者以外の要援護者への配慮

民生委員・児童委員をはじめとする地域関係団体は、要援護者台帳登録者以外の支援を必要とする要援護者にも配慮しながら、状況を調査し、要援護者の状況把握を行うものとする。

なお、状況の調査・把握に関しては、個人情報の保護に留意するものとする。

第3章 要援護者の避難支援プラン（ガイドライン）

本市では、当計画に先行し、岡山市災害時要援護者支援台帳の整備が進められていたことから、すでに地域固有の避難支援プランを作成し、運用している地域も見受けられている。このような状況を鑑み、本章では、今後、避難支援のプラン作成・運用を目指す地域に対するガイドラインを示すものとする。

1 避難支援方法の事前確認

安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織及び民生委員・児童委員は、災害情報の提供、安否確認、避難支援の方法など安全の確保のための必要な支援について、あらかじめ要援護者本人等の意向を確認のうえ町内会を中心とした地域で話し合い、その結果を関係者の間で確認できるように、避難支援プランに記載するものとする。

2 避難支援プランへの記載事項

避難支援プランには、避難支援方法等について、以下の内容を参考に記載するものとする。

避難（地域）支援者

避難支援者は、要援護者本人等の意思を尊重し、できるだけ身近な者から複数選定する。また、長期にわたり引き受けられる人を選定する。

近所等の中で選定することが困難な場合は、町内会を中心に様々な機関と連携を図り、できるだけ近所の人や親しい人から順に避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者は、要援護者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

支援活動を円滑に進めるための留意事項

ア 居住状況に関する留意事項

要援護者が居住する建物の状況

イ 情報伝達の流れ及び情報伝達での留意事項

誰からどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段を明記する。また「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

ウ 避難上及び避難先での留意事項

継続的に服薬する必要がある場合は、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報やかかりつけ医療機関名及びアレルギー等を明記する。

避難行動で支援が必要な場合は、自力歩行が困難で車いすが必要であるなどの要援護者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

また聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

エ 避難場所、避難経路に関する留意事項

略図又は地図の添付により避難場所までの避難経路等を示すとともに、避難経路における注意事項等を記載する。

3 避難支援プランの運用について

避難支援組織の構築

避難支援プランを効果的に実施するためには、避難支援組織を構築（組織の代表お

よび構成員)することが望ましい。

< 避難支援組織における平常時の活動 >

ア 災害時要援護者名簿の作成

イ 避難支援者名簿の作成

ウ 避難支援方法の決定

災害時要援護者一人ひとりについての人的協力体制、避難誘導先、避難誘導手段(車両、移動用具)等)

エ 避難支援マップの作成

災害時要援護者の所在や避難所、避難経路を記載したマップ

オ 避難支援訓練の実施

災害時要援護者の避難支援に関係する機関及び避難支援者と協力、連携し、地域の防災訓練において災害時要援護者の避難支援訓練を実施する。

< 避難支援組織における災害時の活動 >

ア 災害時要援護者の安否確認、身体状況の確認及び必要な支援の確認

イ 避難先等への伝達

ウ 必要とする薬品、用具等の確認

エ 行政機関及び近隣住民等への援助要請

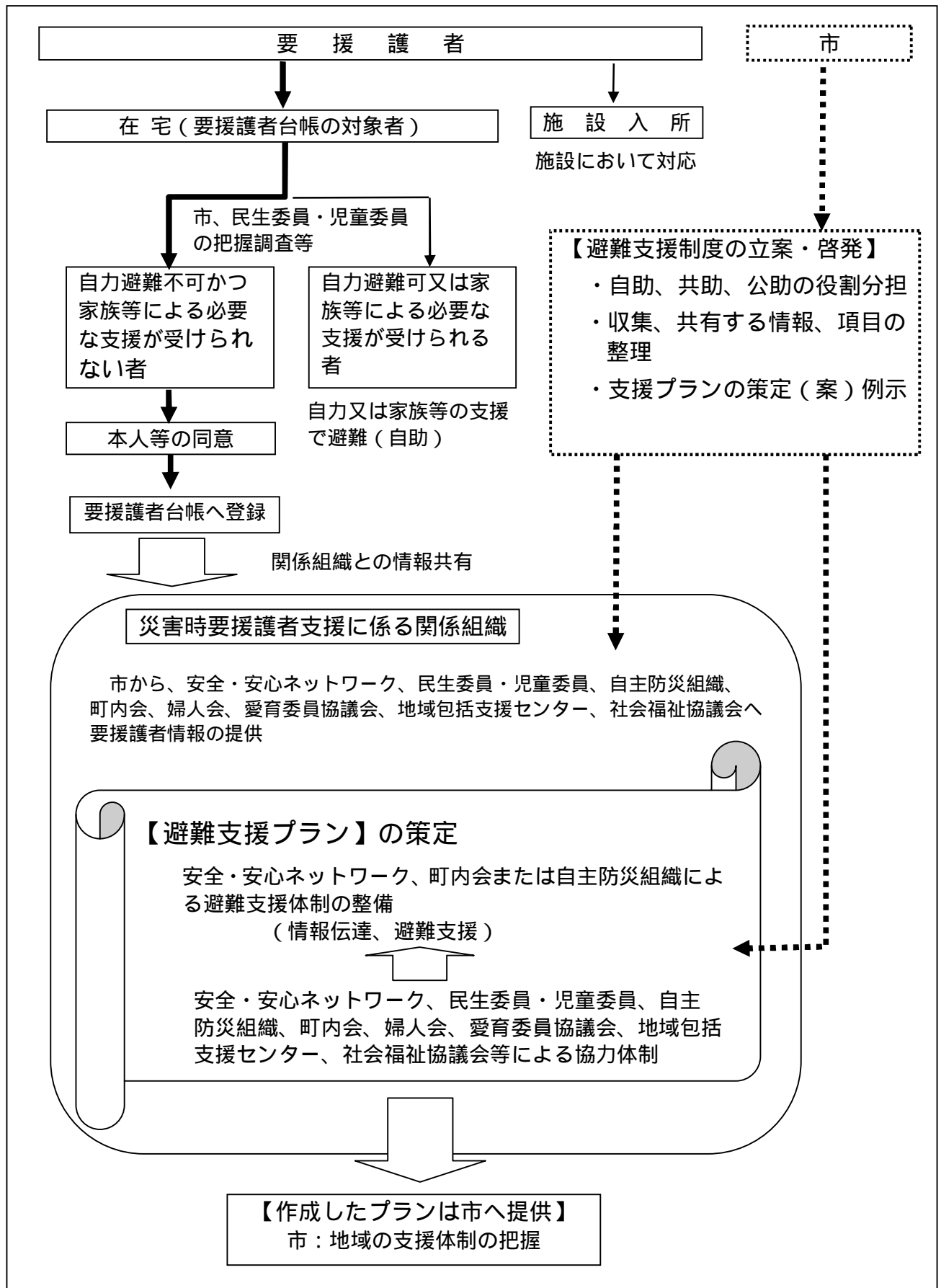
オ 避難所における要援護者名簿の作成

避難(地域)支援者

ア 避難支援者は、災害発生時に災害時要援護者の避難誘導、自主避難の呼びかけ等を実施する。

イ 安否確認のため、避難所や災害時要援護者の親族等へ避難した災害時要援護者の情報収集に努める。

避難支援プラン策定までの基本的な流れ



災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成例

		作成年月日	平成	年	月	日
要援護者	住所	岡山市				
	氏名 <small>ふり かな</small>				性別	男・女
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	年齢 歳
	電話番号	(自宅) (FAX) (携帯・メール)				
	家族構成 (本人を含む)	人 []				
	健康状態					
	区分 (該当に○)	・ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・身体状況() ・その他() ※障害の部位や程度を記入				
	建物状況	・一戸建て住宅 ・集合住宅(階)EVの有無 ・その他				
	普段いる部屋		寝室の位置			

緊急連絡先	①	氏名 <small>ふり かな</small>	(続柄:)	住所	
				電話	
	②	氏名 <small>ふり かな</small>	(続柄:)	住所	
				電話	

地域支援者	①	氏名 <small>ふり かな</small>	(関係:)	住所	
				電話	
	②	氏名 <small>ふり かな</small>	(関係:)	住所	
				電話	
	③	氏名 <small>ふり かな</small>	(関係:)	住所	
				電話	

避難予定場所	名称	住所
	1	
	2	

情報伝達での 留意事項	(例)筆談(筆記用具の用意)など
避難誘導時の 留意事項	(例)担架、車イス、必要な避難用具など
避難時の携行 留意事項	(例)非常袋、常備薬など
避難先での 留意事項	(例)食事の介助など
その他 留意事項	

< 避難所への経路図等 >

第4章 安否確認、避難誘導體制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

災害時には、安全・安心ネットワーク推進室、保健福祉局、消防局危機管理課及び区役所を中心に、災害情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難が必要な段階においては、要援護者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、要援護者支援班内に要援護者避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援の取り組み例

あらかじめ定めた避難支援者は、災害発生時に、避難支援プランに基づく支援を実施する。何らかの理由により支援を実施できないときは、安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織へ連絡するものとする。

安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織は、地域活動に密着した関係団体との連携のもと、防災だけでなく、声かけ、見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域に溶け込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

また、要援護者自らも「自分でできること」「自分ではできないこと」を明らかにし、必要な支援を避難支援者に周知するとともに、地域の行事や防災訓練等に積極的に参加するなど、日ごろから避難支援者や隣近所と交流やあいさつなどのコミュニケーションを保ち、良好な関係を築くことが大切である。

(3) 福祉避難所（二次避難所）における避難支援への取り組み

大規模災害により、避難が長期化し、二次的避難が予想される福祉避難所の施設管理者においては、市等から提供される防災情報の収集に努め、市から要請があった場合は、速やかに福祉避難所を開設するなど、迅速かつ確実な避難支援が行なえる体制作りに努めるものとする。

(4) ボランティア等との連携

市及び安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織は、岡山市社会福祉協議会を介した避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要援護者への情報伝達

市は、防災行政無線（同報無線）のほか、市のホームページ、緊急情報メール（携帯電話）、放送事業者（緊急割り込み放送等）、広報車等あらゆる手段を活用し、地域住民のほか、避難支援に関する関係団体へ、避難に関する呼びかけ等の災害情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害のある人への情報伝達については、携帯電話への緊急情報メール配信サービスの活用等について推進するとともに、外国人に対しては、ラジオ放送等を活用し、多言語情報と併せて分かりやすい表現による情報発信に努める。

また、避難の呼びかけ等が要援護者を含めた住民に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみによる情報伝達体制の整備を促していくとともに、地域の方も災害等緊急情報の取得に積極的に努めて頂くよう、啓発を行なっていく。

< 情報伝達手段 >

- ア 防災行政無線の活用（屋外拡声子局・戸別受信機等）
- イ 携帯電話メール（緊急情報配信サービスの活用）
- ウ 放送事業者への情報提供（緊急割込み放送の実施・(仮)緊急告知ラジオの導入）
- エ 広報車による広報
- オ 地域ぐるみの情報伝達

(2) 避難支援者への情報伝達

市は、避難支援者へ避難準備情報・避難勧告等が迅速かつ確実に伝達できるよう、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を利用し、幅広く地域住民に情報を伝達する。

(3) 避難支援関係団体への情報伝達

市は、避難支援関係団体が速やかに避難支援体制を整えられるよう、避難支援関係団体へ防災情報を積極的に提供し、避難支援体制の確保に努める。

3 要援護者の避難支援方法等の普及

市は、安全・安心ネットワーク、民生委員・児童委員、自主防災組織、町内会、婦人会、愛育委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会等に対し、要援護者情報の収集、共有や要援護者台帳への登録の必要性、管理方法、要援護者の状況に配慮した避難支援方法等について、広報紙、ホームページ等を通じて広く普及を図る。

4 避難支援訓練の実施

安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織は、要援護者の避難支援に係る団体及び避難支援者と協力・連携し、地域の防災訓練等において要援護者の避難支援訓練の実施に努めるものとし、市はこれを支援する。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 要援護者の安否情報の収集

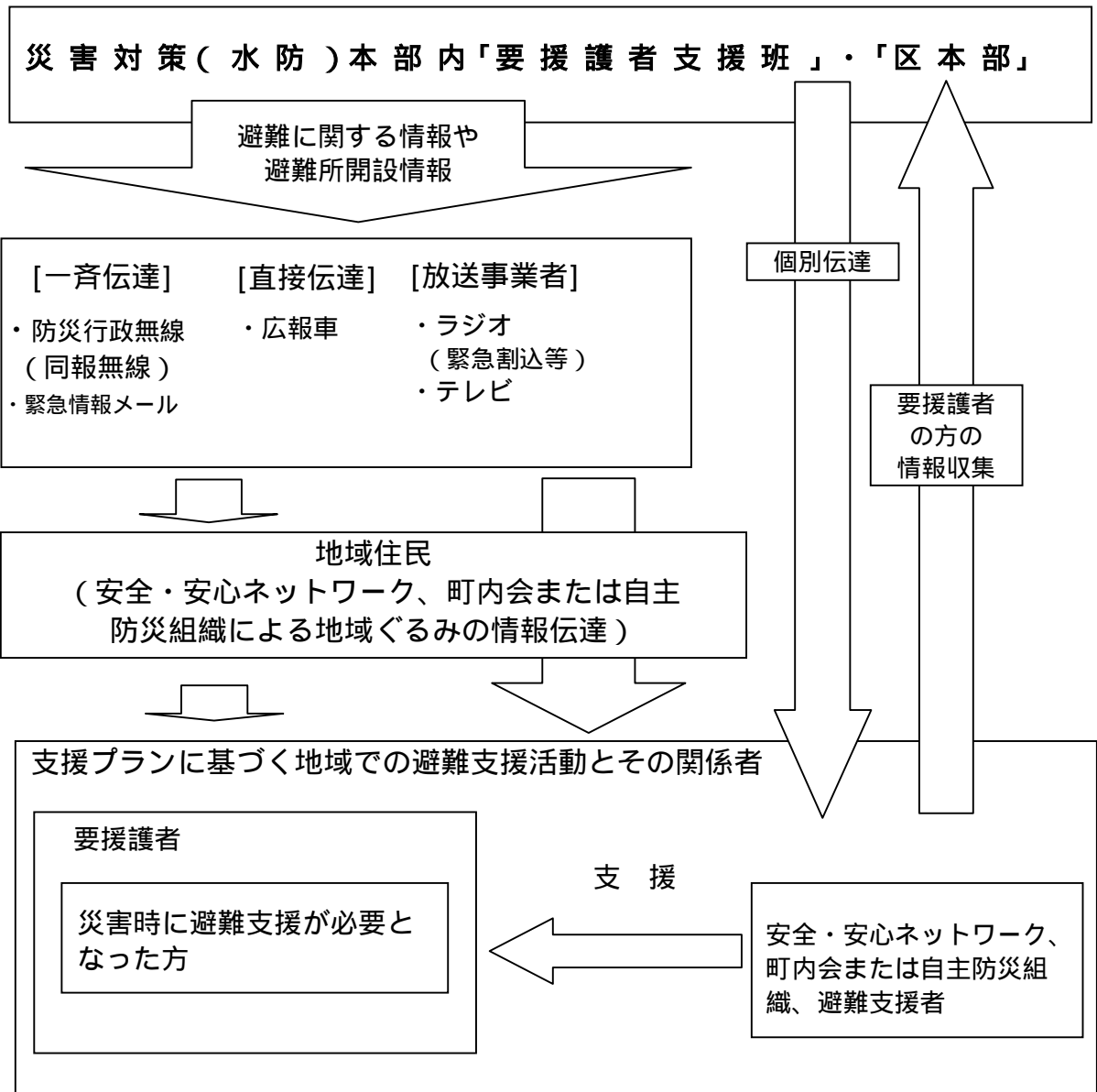
市及び安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織による安否情報の収集については、避難所において実施することとなるが、親戚や知人宅に避難し、避難所へ避難しない要援護者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しいことが予想される。

このため、避難支援者からの要援護者の避難に関する情報を活用する等、要援護者の安否情報の収集に努めるものとする。

(2) 避難支援者による情報の提供

避難支援者は、要援護者を避難先へ移送した場合や要援護者の親戚宅等への避難情報を得た場合は、避難所（市・安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織）もしくは災害対策（水防）本部・区本部へ可能な限り、状況を連絡するものとする。

< 要援護者の避難支援の情報伝達イメージ図 >



第5章 避難所等における支援体制

1 避難所（一次）等における要援護者支援体制の取り組み例

市及び安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織は、福祉関係団体、避難支援者、ボランティア等の協力により、連携して支援を実施する。

安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織は、要援護者に配慮するため、要援護者に関する要援護者担当者を設置し、民生委員・児童委員等と協力し、避難所において必要となる要援護者支援に関する相談や要援護者のニーズ等の把握に努める。

(1) 支援体制の確認

市及び安全・安心ネットワーク、町内会または自主防災組織は、平常時から避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練等を実施し、避難所における要援護者のニーズや情報伝達方法、対応可能な人的・物的資源等の提供方法等について確認する。

(2) 優先的支援の実施

避難所等においては、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況の中で、支援者の有無や身体状況に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するものとする。

2 福祉避難所（二次）の指定及び整備

(1) 福祉避難所の指定

要援護者は、災害を契機に病状等が悪化する可能性もあるので、設備の整った「福祉避難所」に避難所（1次）から移動することが必要となる。

市は、このような要援護者をはじめ、一般的な避難所での長期生活が困難と予想される方々のための避難所として、施設の出入り口等の段差がなく、車椅子などが通れるような通路が確保され、洋式トイレが整備されているなど、要援護者の利用に適しており、生活相談指導職員等が比較的容易に確保できる施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。

さらに、各地区で、このような施設がない場合や公共施設だけで不足する場合は、民間施設についても、協定を結ぶなどで、福祉避難所を確保する。

(2) 福祉避難所の対象者

「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所（一次）」での生活において特別な配慮を要する者であること。

(3) 設置、運営等

保健福祉局は、福祉避難所の円滑な運営のため、事前に施設管理者との連携を図りながら、施設の設置及び利用の方法・手順等について確認しておくものとする。

(4) 要援護者に配慮した物資の供給

避難所での要援護者については、その身体状況等によって日常生活に特別な物資

等が必要な場合があるため、備蓄については、品目・数量・物資確保の形態・配置について、次の点に留意しながら岡山市備蓄計画へ反映させるとともに、物資運搬については、分散した配備の状況により、迅速かつ効率的な運用を行なう。

また、流通備蓄で対応する場合については、平素からの関係団体との調整等により、その確保に努めるものとする。

ア 食料については、要援護者に配慮した柔らかく、温かい食事等を提供するとともに、飲料水の十分な供給にも配慮する。

イ 避難所に訪れたその日から必要不可欠となる日常生活用具のほか、車椅子や介護用ベッド等の福祉用具、オムツ等の衛生用品などについて、直接備蓄のほか、関係団体や県などと連携を図って供給体制を確保する。

ウ 避難所内での需要に対する迅速、確実な物資の供給とその公平な分配を行うため、要援護者支援班が、必要な物資の管理を行う。

3 応急仮設住宅への入居

災害時要援護者は、避難所での生活が大きな負担となるため、応急仮設住宅が設置された場合には、倒壊や焼失等により住宅が確保できない要援護者が優先して入居できるよう配慮する。

また、当該仮設住宅については、避難所と同様に災害時要援護者の生活に配慮した設備等（洋式トイレや段差の解消等）を措置するものとする。

さらに、テレビやラジオ等の情報機器や要援護者の身体の状態等を鑑み、生活物資の供給や保健福祉サービスの提供にも配慮するものとする。

第6章 岡山市災害時要援護者避難支援台帳の整備等に関する要綱

平成23年6月6日

市告示第471号

改正 平成24年3月22日市告示第226号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時に要援護者が迅速かつ的確に避難できるようにするとともに平常時に地域での安否確認活動に活用するため、安全・安心ネットワーク、民生委員・児童委員、消防団等に提供する災害時要援護者避難支援台帳(以下「要援護者台帳」という。)を整備するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害時 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号及び災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第1条に規定する災害が発生したとき並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第3項に規定する国民の保護のための措置が実施されたときをいう。

(2) 平常時 災害時でないときをいう。

(3) 要援護者 災害時に避難勧告等災害情報の入手が困難な者、自力で避難できない者及び避難に時間を要する者等であって、かつ、家族等の援護が望めない者をいう。

(4) 援護者 要援護者に対し地域で避難援護、安否確認及び災害情報の伝達(以下「援護等」という。)を行う者をいう。

(5) 要援護者台帳 第5条に規定する登録情報を記載した災害時要援護者登録台帳(様式第1号及び様式第2号。以下「台帳」という。)を援護者の担当区域ごとに綴ったものをいう。

(6) 台帳の整備 台帳を紙で出力すること並びに新たに登録対象者を台帳に登録し、及び台帳に登録された登録対象者(以下「被登録者」という。)の住所等の変更情報を収集した場合に台帳の内容を変更することをいう。

(台帳関係協議)

第3条 台帳に関する協議は、安全・安心ネットワーク推進室、総務局、保健福祉局及び消防局で行うものとする。

2 前項の協議を行うに当たっては、必要に応じ要援護者及び安全・安心ネットワーク、民生委員・児童委員、消防団その他の援護者の意見を聴くことができるものとする。

(登録対象者)

第4条 台帳への登録の対象となる者(以下「登録対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、援護者に対する個人情報の提供に同意し、かつ、本市内に住所を有する在宅者とする。

(1) 65歳以上でひとり暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成される世帯の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者

(3) 厚生労働省の難治性疾患克服研究事業において指定されている疾患又はこれに準じる難病疾病者

(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者

(5) その他援護を希望する者

(登録情報)

第5条 台帳に登録する情報は、次に掲げる事項とする。

(1) 住所

(2) 氏名及びふりがな

- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 血液型
- (6) 電話番号
- (7) 世帯員数
- (8) 同意内容(災害時又は平常時の区分)
- (9) 世帯の状況(単身高齢者,高齢者のみの世帯等)
- (10) 希望する支援内容(避難情報の提供,避難誘導,避難の介助,安否確認等)
- (11) 必要とする避難の介助方法(杖,車椅子の使用等)
- (12) 緊急時の連絡先(氏名,続柄,住所,電話番号等)
- (13) 同意書記入年月日
- (14) その他必要と認める事項
(台帳登録手続等)

第6条 登録対象者のうち台帳への登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は,災害時要援護者避難支援台帳登録・変更申請書兼同意書(様式第3号。以下「同意書」という。)により市長に申請しなければならない。

- 2 登録希望者が障害等の理由により登録の手続が困難な場合には,代理により申し込むことができる。
- 3 登録希望者は,市が前条の登録情報(以下「登録情報」という。)を援護者に提供することについて同意するものとする。
- 4 登録希望者が前項の規定による同意をしない場合は,台帳への登録を行わないものとする。
(台帳登録調査等)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず,登録対象者のうち第4条第1号に規定する者にあつては,民生委員・児童委員が戸別訪問等により同意書提出の意思確認の調査を行い,その意思確認がとれたものについては,当該民生委員・児童委員が同意書を回収し,市に提出することができる。

- 2 前項の調査は,毎年行うものとし,当該調査に併せて,被登録者の台帳の内容確認を行うものとする。
- 3 市は,台帳への登録に関して,市の広報紙に掲載する等して,広く周知に努めなければならない。
(台帳登録事務)

第8条 市長は,登録希望者等から同意書の提出があつたときは,その内容を審査し,台帳に登録するものとする。

- 2 台帳の整備に関する業務は,安全・安心ネットワーク推進室が行う。
- 3 台帳は,第3条に掲げる本市の関係部局で共有できるものとする。
(変更)

第9条 被登録者は,登録情報に変更が生じたときは,同意書により,市長に届け出るものとする。

(登録情報の提供)

第10条 市長は,第8条の規定により台帳に登録したとき及び前条の規定による届出により登録情報の変更を行ったときは,援護者に対し台帳を提供するものとする。

- 2 前項の規定により台帳を提供する援護者は,その地域を所管する安全・安心ネットワーク,民生委員・児童委員,消防団,自主防災会,町内会,婦人会,愛育委員協議会,地域包括支援センター及び社会福祉協議会とする。ただし,本人の生命,健康,生活,財産等を保護するために市長が特に必要と認める場合は,この限りでない。
- 3 援護者に提供する台帳については,民生委員・児童委員にあつては様式第1号によるものとし,その他の団体にあつては様式第2号によるものとする。
- 4 援護者は,台帳の提供を受けるに当たっては,市長と災害時要援護者避難支援台帳の提供と利用に関する覚書(様式第4号。以下「覚書」という。)を交わすとともに,台帳を受領

したときは、「災害時要援護者避難支援台帳」受領書（岡山市用）（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 5 市長は、安全・安心ネットワークを構成する町内会等の援護者については、安全・安心ネットワーク代表者を通して当該台帳を配付することができる。この場合において、安全・安心ネットワーク代表者は、町内会等の援護者に対し覚書の複写を渡し、個人情報の取扱いについて注意を促すとともに、「災害時要援護者避難支援台帳」受領書（安全・安心ネットワーク用）（様式第6号）の提出を求めなければならない。

（登録情報の保護等）

- 第11条 援護者は、台帳の提供を受けたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1） 秘密を保持すること。
 - （2） 台帳をき損し、汚損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
 - （3） 台帳情報を目的外に使用しないこと。
 - （4） 第三者へ台帳情報を提供しないこと。
 - （5） 台帳情報の複写をしないこと。
- 2 台帳の提供を受けた援護者は、原則としてその代表者を個人情報保護管理責任者として選任しなければならない。ただし、より適任として当該援護者の構成員の中から代表者以外の者を選任したときは、個人情報保護管理責任者届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 3 援護者は、第1項各号に掲げる事項に違反した事実を知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告を受けたときその他必要に応じて、援護者に対し台帳情報の保護に関し必要な指示又は調査を行うことができる。
- 5 市長は、第1項各号に掲げる事項の遵守が確保されないと認めるときは、当該援護者に台帳を返還させることができる。
- 6 援護者が、台帳の管理等に関し故意又は過失により市に損害を与えたときは、市は、その賠償を請求することができる。
- 7 援護者は、援護等の実施体制が確保できない場合等には、速やかに台帳を市長に返還しなければならない。

（登録抹消の申出等）

- 第12条 被登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、書面により市長に申し出るものとする。

（登録の取消し）

- 第13条 市長は、被登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。

- （1） 死亡したとき。
- （2） 市外に転出したとき。
- （3） 入院又は入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき。
- （4） 要援護者に該当しなくなったとき。

（その他）

- 第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市告示第226号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条、第10条関係)

災害時要援護者登録台帳(担当民生委員) 担当民生委員

年 月 日出力

1	ふりがな	〒	住所				
	氏名	電話	生年月日	性別	血液型	家族	同意内容
	身体世帯の状況						
	希望する支援内容						
	避難の介助方法						
	緊急① ふりがな	〒	住所				
	連絡先 氏名	電話	続柄				
	緊急② ふりがな	〒	住所				
	連絡先 氏名	電話	続柄				
	緊急③ ふりがな	〒	住所				
	連絡先 氏名	電話					

様式第2号(第2条, 第10条関係)

災害時要援護者登録台帳(個人票)

学区・地区		町内会		身体の状況	
自主防災組織名					
災害時要援護者					
住所					
ふりがな					家族構成
氏名					人
生年月日		性別	血液型	電話番号	
同意内容					
同意書記入年月日					
希望の支援内容					
避難の介助					
緊急連絡先①					
ふりがな					続柄
氏名					
住所					電話番号
緊急連絡先②					
ふりがな					続柄
氏名					
住所					電話番号
緊急連絡先③近隣者					
ふりがな					続柄
氏名					
住所					電話番号
作成年月日					

様式第3号(第6条, 第9条関係)

(表面)

災害時要援護者避難支援台帳
登録・変更申請書兼同意書

岡山市長 様

記入日 年 月 日

- 1 災害時の※避難支援プランの作成及び
平常時の地域における見守り活動・福祉事業
- 2 災害時の※避難支援プランの作成のみ

上記の目的で、次に記載した団体とその構成員に対して、私の個人情報を提供し、災害時要援護者避難支援台帳に登録することについて同意します。

氏名 _____

代筆者(続柄) _____ ()

(個人情報を提供できる団体等)

安全・安心ネットワーク, 民生委員・児童委員, 消防団, 自主防災会, 町内会, 婦人会,
愛育委員協議会, 地域包括支援センター, 社会福祉協議会

※避難支援プランとは？

災害時における避難支援等を適切かつ円滑に実施するために、「だれが」「だれを」
「どこへ」避難させるかを、一人ひとりに対して具体的に決めていくものです。

(裏面に個人情報記入欄がありますので、ご記入ください。)

(裏面)

個人情報記入欄

ふりがな				性 別	男・女
氏 名					
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日()歳				
住 所	〒 □□□ - □□□□ 岡山市				
電話番号	() -				
携帯電話					
R H 血液型	+ ・ - A ・ B ・ O ・ AB		家族構成 (本人を含む)	人	
小学校区	学区	町内会	町内会	地区 民生委員	
<input type="checkbox"/> 65歳以上のひとり暮らしの方 <input type="checkbox"/> 65歳以上の方のみの世帯 <input type="checkbox"/> 要介護者(寝たきりを含む) <input type="checkbox"/> 身体障害→ <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> その他()					
特記事項					
希望される支援の内容		<input type="checkbox"/> 避難情報の提供 <input type="checkbox"/> 避難所への誘導 <input type="checkbox"/> 避難の介助 <input type="checkbox"/> 安否確認			
「避難の介助」を選ばれた場合は、どのような介助が必要ですか。(杖、車椅子の使用等)					
緊急時の連絡先					
①	ふりがな				電話番号
	氏 名	(続柄)			
	住 所	〒 -			携帯電話
	ふりがな				電話番号
②	氏 名	(続柄)			
	住 所	〒 -			携帯電話
	地域支援者				
ふりがな					電話番号
氏 名					
住 所		〒 -			携帯電話

※わかる範囲でご記入ください。

様式第4号(第10条関係)

災害時要援護者避難支援台帳の提供と利用に関する覚書

岡山市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、災害時における避難支援等を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者避難支援台帳(以下「台帳」という。)の提供と利用に関して、個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報に関する事故を未然に防ぐために、以下の内容で覚書を締結し、個人情報の保護を図るものとする。

- 1 甲は、乙に台帳を提供する。台帳の内容は、次のとおりとする。
(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)血液型(6)電話番号(7)身体状況(8)家族構成(9)緊急連絡先(住所、氏名、電話番号、続柄)(10)その他希望の支援内容等必要事項
- 2 乙は、台帳を災害時要援護者避難支援台帳登録同意書に記載された次の各号に掲げる目的に限り利用するものとする。なお、乙に避難支援を行う義務が発生するものではない。
(1)災害時の避難支援プランの作成及び平常時の地域における見守り活動・福祉事業
(2)災害時の避難支援プランの作成
- 3 乙は、台帳の破損又は個人情報に関する事故を防ぐため、適切に管理しなければならない。このため、乙は個人情報保護管理責任者(以下「責任者」という。)を置くこととし、原則として乙の代表者が責任者を兼ねるものとする。ただし、乙の代表者以外の者を責任者とする場合は、その氏名等を書面により甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、緊急時に避難支援や救助を行う機関に情報提供する場合を除き、甲以外の者に対して情報を提供したり、台帳をその目的以外に利用してはならない。
- 5 乙は、この覚書の内容、個人情報保護の重要性及び台帳の管理方法等について、その構成員に対し、共通の認識を持つよう周知を図らなければならない。
- 6 乙は、台帳に関して事故が発生したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。
- 7 乙は、当該団体の構成員の故意又は過失により、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、責任を持ってその解決を図らなければならない。
- 8 乙は、台帳更新時等、甲から台帳の返還を求められた場合は、速やかに返還するものとする。
- 9 この覚書の有効期間は、締結した日から平成 年 月 日までとし、甲又は乙から申し出がない場合は、1年間継続するものとし、翌年度以降についても同様とする。

この覚書の成立を証するため、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲

住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号
団体名 岡山市
代表者 岡山市長

乙

住 所
団体名
代表者

様式第5号(第10条関係)

「災害時要援護者避難支援台帳」受領書(岡山市用)

年 月 日

岡山市長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

印

「災害時要援護者避難支援台帳」(学区分)を受領しました。

なお、別紙「災害時要援護者避難支援台帳の提供と利用に関する覚書」に記載されている内容を遵守するとともに、無断で複写、転載はいたしません。

様式第6号(第10条関係)

「災害時要援護者避難支援台帳」受領書(安全・安心ネットワーク用)

年 月 日

様

団体名

代表者 住 所

氏 名

印

「災害時要援護者避難支援台帳」(学区 町内会分)を受領しました。

なお、別紙「災害時要援護者避難支援台帳の提供と利用に関する覚書」に記載されている内容を遵守するとともに、無断で複写、転載はいたしません。

様式第7号(第11条関係)

個人情報保護管理責任者届出書

年 月 日

岡山市長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

印

「災害時要援護者避難支援台帳の提供と利用に関する覚書」第3項の規定により、当団体で定めた個人情報保護管理責任者を以下のとおり届出します。

(個人情報保護管理責任者)

1 住 所

2 氏 名

印

様式第1号(第2条,第10条関係)

様式第2号(第2条,第10条関係)

様式第3号(第6条,第9条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第11条関係)

第7章 資料 編

1 市内の障害者や高齢者等の状況

区 分	人 数	調 査 日	人口 ¹ に占める割合(%)
高齢者(65歳以上)	153,576人	平成24年3月末	21.6%
要支援・要介護高齢者 ²	31,761人	平成24年3月末	4.5%
身体障害児・者	27,123人	平成24年3月末	3.8%
肢体不自由	14,967人	平成24年3月末	2.1%
上肢	6,094人	平成24年3月末	0.9%
下肢	7,348人	平成24年3月末	1.0%
その他	1,525人	平成24年3月末	0.2%
視覚障害	1,829人	平成24年3月末	0.3%
聴覚平衡機能障害	1,933人	平成24年3月末	0.3%
音声・言語・そしゃく	328人	平成24年3月末	0.0%
内部障害	8,066人	平成24年3月末	1.1%
心臓	4,519人	平成24年3月末	0.6%
腎臓	1,903人	平成24年3月末	0.3%
呼吸器	410人	平成24年3月末	0.1%
その他	1,234人	平成24年3月末	0.2%
知的障害児・者	4,633人	平成24年3月末	0.7%
精神障害者	3,378人	平成24年3月末	0.5%
難病患者 (特定疾患医療受給者証交付対象者)	5,098人	平成24年3月末	0.7%
透析患者	1,635人	平成24年3月末	0.2%

1 総人口 711,164人(平成24年3月末現在)

2 要支援～要介護認定5級まで

注：表右欄の人口割合は、各項目ごとの割合であり、各項目の人数には重複が含まれる。

2 岡山市の自治会の状況（平成24年6月30日現在）

- ・ 連合町内会91組織、単位町内会1,722組織
- ・ 住民基本台帳世帯数（301,603世帯）町内会加入世帯数（256,994世帯）
町内会加入率が85.2%であることから、災害時要援護者のいる世帯が未加入であることも考えられる。

3 岡山市における自主防災組織（平成24年4月1日現在）

- ・ 自主防災組織団体数 377団体（91,958世帯）
町内会役員が自主防災組織の役員をかねる場合がほとんどである。市では、各自主防災組織に対し、地域での防災訓練への協力などを通して、防火・防災知識の普及啓発や支援を行い、組織や人材の育成を推進している。
- ・ 岡山市婦人防火クラブ連絡協議会数 47クラブ（64,357世帯）

* その他、消防局の組織（自主防災の組織率に加えていないもの）

- ・ 岡山市少年婦人防火委員会（ 1委員会）
- ・ 幼年消防クラブ（ 25クラブ、1,514人）
- ・ 少年消防クラブ（ 20クラブ、1044人）
- ・ 岡山市連合防火委員会（101委員会）
- ・ 岡山市防火安全協会（615事業所）

4 岡山市の福祉避難所の状況（平成24年8月1日現在）

岡山市では、現在、福祉避難所として社会福祉法人旭川荘、ふれあいセンター（岡山、西大寺、北、西、南、ウェルポートなださき）の計7ヶ所を指定しており、地域防災計画では、必要な支援を適切に行うことが可能な福祉避難所について、福祉関係施設等を中心に指定を図っていくこととしている。

5 岡山市の災害時要援護者台帳への登録状況

平成24年8月1日現在の登録者数 42,845人

岡山市災害時要援護者避難支援全体計画

平成25年5月 策定
